

○経済産業省告示第 号

平成十七年経済産業省告示第三十一号（重要電源開発地点の指定に関する規程）の一部を次の表のように改正する。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(指定)</p> <p>第四条 電源開発を行う者であつて、かつ、重要電源開発地点の指定を申請する事業者（以下「申請者」という。）は、申請する地点に関する次に掲げる事項を記載した重要電源開発地点指定申請書（以下「申請書」という。）を経済</p>	<p>(指定)</p> <p>第四条 電源開発を行う者であつて、かつ、重要電源開発地点の指定を申請する事業者（以下「申請者」という。）は、申請する地点に関する次に掲げる事項を記載した重要電源開発地点指定申請書（以下「申請書」という。）を経済</p>

産業大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 原子力発電所にあつては、革新軽水炉、小型軽水炉その他の次世代革新炉の別、水力発電所にあつては、ダム式及び水路式の別、地熱発電所及び火力発電所にあつては、復水式、背圧式等の別

四～六 (略)

七 地元の立地に関する状況及び申請する地点

産業大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 原子力発電所にあつては、軽水減速軽水冷却沸騰水型、改良型軽水減速軽水冷却沸騰水型、軽水減速軽水冷却加圧水型及び改良型軽水減速軽水冷却加圧水型の別、水力発電所にあつては、ダム式及び水路式の別、地熱発電所及び火力発電所にあつては、復水式、背圧式等の別

四～六 (略)

七 地元の立地に関する状況及び申請する地点

の所在地を管轄する市町村長への協議の状況

八 (略)

2 (略)

3| 資源エネルギー庁長官は、第一項の申請(当

該申請に係る電源が原子力である場合に限

る。)があった場合には、重要電源指定開発地

点の指定が行われる前に原子力発電所の立地に

係る公開ヒアリングを開催しなければならない

い。

4| 資源エネルギー庁長官は、第一項の申請が

あった場合には、あらかじめ、重要電源開発地

の所在地を管轄する市町村長の同意の状況

八 (略)

2 (略)

(新設)

3| 資源エネルギー庁長官は、第一項の申請が

あった場合には、あらかじめ、重要電源開発地

点の指定が行われる前に申請された地点の所在地を管轄する都道府県知事に対して、申請された地点の指定に係る意見の照会を行わなければならない。

5| (略)

6| 経済産業大臣は、第一項の申請があつた場合には、その申請された地点が次の各号（当該申請に係る電源が原子力以外の電源である場合にあっては、第三号を除く。）に掲げる要件に適合していると認められるときは、指定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

点の指定が行われる前に申請された地点の所在地を管轄する都道府県知事に対して、申請された地点に係る意見の照会を行わなければならない。

4| (略)

5| 経済産業大臣は、第一項の申請があつた場合には、その申請された地点が次に掲げる要件に適合していると認められるときは、指定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

- 一 申請する地点の電源について電気事業法第二十九条第一項に規定する供給計画に原則として記載がされていること。
- 二 (略)
- 三 第三項の原子力発電の立地に係る公開ヒアリングが終了していること。
- 四・五 (略)
- 六 申請された地点の所在地を管轄する市町村長の地点の指定に係る同意が得られていること。

- 一 申請する地点の電源について電気事業法第二十九条第一項に規定する供給計画に記載がされていること。
- 二 (略)
- 三 原子力発電の立地に係る公開ヒアリング(第一次公開ヒアリング)が終了していること。
- 四・五 (略)
- 六 申請された地点の所在地を管轄する市町村長の同意が得られていること。

七 第四項の意見照会に対する申請された地点の所在地を管轄する都道府県知事の地点に指定に係る意向について考慮がなされていること。

八〜十二 (略)

7・8 (略)

(変更)

第五条 (略)

2 前条第一項、第二項及び第四項から第八項までの規定は、前項の変更の承認に準用す

七 第三項の意見照会に対する申請された地点の所在地を管轄する都道府県知事の意向について考慮がなされていること。

八〜十二 (略)

6・7 (略)

(変更)

第五条 (略)

2 前条第一項から第七項までの規定は、前項の変更の承認に準用する。

3 ～ 5 (略)
る。

6 ~~前条第八項~~の規定は、前項の公表に準用する。

(指定の期間)

第六条 ~~第四条第六項~~の指定の期間は、指定を行った日から運転を開始した日までとする。

(指定の解除)

第七条 経済産業大臣は、地点の指定を受け事

3 ～ 5 (略)

6 ~~前条第七項~~の規定は、前項の公表に準用する。

(指定の期間)

第六条 ~~第四条第五項~~の指定の期間は、指定を行った日から運転を開始した日までとする。

(指定の解除)

第七条 経済産業大臣は、地点の指定を受け事

業者が第三条で規定する事業者該当しないこととなったとき、又は指定を行った重要電源開発地点が第四条第六項に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったとき、その指定を解除することができるものとする。

2～4 (略)

5 第四条第八項の規定は、前項の公表に準用する。

業者が第三条で規定する事業者該当しないこととなったとき、又は指定を行った重要電源開発地点が第四条第五項に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったとき、その指定を解除することができるものとする。

2～4 (略)

5 第四条第七項の規定は、前項の公表に準用する。

附 則

- 1 この告示は公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に効力を有するこの告示による改正前の重要電源開発地点の指定に

関する規程第四条第五項の規定による指定は、この告示の施行後も、なお効力を有する。